

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 徳尾(3)Ⅰ<br>(124060014)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 大杉(2)Ⅰ<br>(124060017)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 大杉(3)Ⅰ<br>(124060018)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 徳尾谷上(2)Ⅰ<br>(124060020) | 丹波市市島町徳尾<br>(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 徳尾(1)Ⅱ<br>(124060021)   | 丹波市市島町徳尾<br>(別図5のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 徳尾谷上Ⅱ<br>(124060023)    | 丹波市市島町徳尾<br>(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 鴨阪(1)Ⅱ<br>(124060034)   | 丹波市市島町上鴨阪<br>(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 乙河内Ⅰ<br>(124060067)     | 丹波市市島町乙河内<br>(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

### 2 指定の案の閲覧期間

令和6年12月4日（水）から同月17日（火）まで

### 3 指定の案の閲覧場所

丹波県民局丹波土木事務所管理課及び丹波市役所春日庁舎道路整備課

#### 4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

丹波県民局丹波土木事務所管理課  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

### (3) 提出期限

令和6年12月17日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の方考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年2月14日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称          |
|-------|-------------|------------------|
| 西 宮 市 | 阪神間都市計画地区計画 | 南甲子園 1 丁目南地区地区計画 |

## 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類    | 都市計画の名称  |
|-------|------------|----------|
| 西 脇 市 | 東播都市計画地区計画 | 日野地区地区計画 |

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和6年11月29日

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2025 to March 31, 2028 (1-year automatic renewal)
- (4) Location:  
2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215
- (5) Deadline for tender:  
10:00 January 30, 2025 by direct delivery  
16:00 January 29, 2025 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Inamori , Administrative Office, Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School  
2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215  
TEL (078)994-0196

警察本部公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年11月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村 井 紀 之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
マイナ免許証対応に伴う端末装置等賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年11月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
6,370,562円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年10月8日

## 正 誤

○平成29年3月31日付け（兵庫県公報第2887号）  
兵庫県告示第369号（土砂災害警戒区域の指定）中

| (ページ) | (行)   | (誤)         | (正)         |
|-------|-------|-------------|-------------|
| 13    | 下から29 | (224020131) | (224020133) |

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）  
兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図2中

| (ページ)      | (行)      | (列)                | (誤)       | (正)       |
|------------|----------|--------------------|-----------|-----------|
| 別図 2 (3/3) | 横断測線番号 4 | 土砂災害特別警戒区域の上端点 X m | -119417.3 | -119408.5 |
| 同上         | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の上端点 Y m | 58014.4   | 58027.3   |
| 同上         | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の下端点 X m | -119403.3 | -119397.3 |
| 同上         | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の下端点 Y m | 58004.6   | 58021.1   |

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図10中

| (ページ)      | (行)      | (列)                | (誤)        | (正)        |
|------------|----------|--------------------|------------|------------|
| 別図10 (3/3) | 横断測線番号 5 | 土砂災害特別警戒区域の下端点 X m | -124887. 2 | -124886. 9 |
| 同上         | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の下端点 Y m | 65427. 3   | 65428. 9   |

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（十砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図12中

| (ページ)      | (行)      | (列)                | (誤)       | (正)       |
|------------|----------|--------------------|-----------|-----------|
| 別図12 (3/3) | 横断測線番号16 | 土砂災害特別警戒区域の下端点 X m | -117413.2 | -117411.4 |
| 同上         | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の下端点 Y m | 69167.1   | 69165.0   |

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図14中

| (ページ)      | (行)      | (列)                         | (誤)        | (正)        |
|------------|----------|-----------------------------|------------|------------|
| 別図14 (3/3) | 横断測線番号 3 | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の上端点 X m | -122645. 8 | -122648. 3 |
| 同上         | 同上       | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の上端点 Y m | 65122. 5   | 65125. 6   |
| 同上         | 同上       | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の下端点 X m | -122651. 2 | -122648. 8 |
| 同上         | 同上       | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の下端点 Y m | 65129. 2   | 65126. 2   |
| 同上         | 横断測線番号 4 | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の上端点 X m | -122632. 8 | -122633. 6 |
| 同上         | 同上       | 土石等の堆積高さが 3 mを超える区域の上端点 Y m | 65126. 9   | 65130. 5   |
|            |          |                             |            |            |

|    |         |                          |           |           |
|----|---------|--------------------------|-----------|-----------|
| 同上 | 同上      | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点X m | -122635.0 | -122634.2 |
| 同上 | 同上      | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点Y m | 65136.5   | 65132.9   |
| 同上 | 横断測線番号5 | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の上端点X m | -122626.2 | -122626.4 |
| 同上 | 同上      | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の上端点Y m | 65127.0   | 65130.1   |
| 同上 | 同上      | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点X m | -122626.9 | -122626.6 |
| 同上 | 同上      | 土石等の堆積高さが3mを超える区域の下端点Y m | 65135.0   | 65132.2   |

~~~~~

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図15中

（ページ）	（行）	（列）	（誤）	（正）
別図15（3/3）	横断測線番号3	土砂災害特別警戒区域の下端点X m	-117534.3	-117534.0
同上	同上	土砂災害特別警戒区域の下端点Y m	68898.5	68897.9

~~~~~

○令和元年5月31日付け（兵庫県公報第10号）

兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図22中

| （ページ）     | （行）      | （列）               | （誤）       | （正）       |
|-----------|----------|-------------------|-----------|-----------|
| 別図22（3/3） | 横断測線番号1  | 土砂災害特別警戒区域の下端点X m | -122402.7 | -122398.7 |
| 同上        | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の下端点Y m | 65178.9   | 65179.1   |
| 同上        | 横断測線番号24 | 土砂災害特別警戒区域の上端点X m | -122001.7 | -121998.8 |
| 同上        | 同上       | 土砂災害特別警戒区域の上端点Y m | 65324.1   | 65321.8   |

~~~~~

○令和2年6月30日付け（兵庫県公報第118号）

兵庫県告示第723号（土砂災害警戒区域の指定）中

（ページ）	（行）	（誤）	（正）
7	上から3	(109000303)	(109000309)
7	上から7	(109000304)	(109000310)
7	上から11	(109000305)	(109000311)

~~~~~

○令和 2 年 6 月30日付け（兵庫県公報第118号）

兵庫県告示第738号（土砂災害特別警戒区域の指定）中

| （ページ） | （行）   | （誤）         | （正）         |
|-------|-------|-------------|-------------|
| 19    | 上から11 | (109000303) | (109000309) |
| 19    | 上から15 | (109000304) | (109000310) |